

## 熊本県認可外保育施設職員等健康管理支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 本補助金は、「事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について（平成29年4月28日雇児発0428第4号）の別添3「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」に定める事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2条 この補助金の交付額は、次により算出された額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）とする。

(1) 要項別表に定める市町村が行う事業の実施に必要な経費及び補助金額並びに総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額とする。

(2) (1)により選定された額に要項別表の補助率（2/3）を乗じる。

(補助金の交付申請)

第3条 要項第3条第1項の申請書は、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 認可外保育施設職員等健康管理支援事業補助金所要額調書（別表1）

(2) その他参考となる資料

(変更交付申請)

第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、第3条第2項に定める様式を準用するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第1項の実績報告書は、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項3号のその他知事が必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 認可外保育施設職員等健康管理支援事業補助金精算額調書(別表2)

(2) その他参考となる書類

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年11月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。